

コンソーシアム協定書（案）

（目 的）

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、北海道の発注に係る「道産ワインブランド力向上事業委託業務」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「道産ワインブランド力向上事業委託業務受託コンソーシアム」〈註：名称は例〉（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) ○○道(都府県)○○市○○町○○
○○○○
- (2) ○○道(都府県)○○市○○町○○
○○○○
- (3) ○○道(都府県)○○市○○町○○
○○○○
- (4) ○○道(都府県)○○市○○町○○
○○○○

（幹事企業及び代表者）

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、○○○○とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

- 業務（構成員名）○○○○○
- 業務（構成員名）○○○○○
- 業務（構成員名）○○○○○
- 業務（構成員名）○○○○○

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、〇〇〇〇(構成員名)が保存するものとする。

(新規雇用の取扱い)

第18条 本業務に係る本コンソーシアムの新規雇用は、〇〇〇〇(構成員名)において行うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

コンソーシアム協定書第7条に基づく協定書（案）

北海道の発注に係る下記業務については、コンソーシアム協定書第7条の規定により、本コンソーシアム構成員が分担する受託額を次のとおり定める。

記

- | | | | |
|---|------------------------|--------------------|---|
| 1 | 業務名 | 道産ワインブランド力向上事業委託業務 | |
| 2 | 分担受託額（消費税及び地方消費税の額を含む） | | |
| | | 業務（構成員） | 円 |
| | | 業務（構成員） | 円 |
| | | 業務（構成員） | 円 |
| | | 業務（構成員） | 円 |

代表者幹事企業〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり分担受託額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 所在地
名 称
代表者

構成員 所在地
名 称
代表者

構成員 所在地
名 称
代表者

構成員 所在地
名 称
代表者